

2015 年度夏季の政府の節電の取組について

平成 27 年 5 月 22 日

内 閣 官 房

「2015 年度夏季の電力需給対策について」（平成 27 年 5 月 22 日電力需給に関する検討会合決定）に基づき、政府においては、以下の対応を行うこととする。

（１）基本的な方針

2015 年度（平成 27 年度）夏季の電力需給は、いずれの電力管内でも電力の安定供給に最低限必要な予備率 3 % 以上を確保できる見通しであるが、これは、国民各層による節電の定着*¹を前提としている。

そこで、政府においては、以下の（２）（３）の取組を含む節電対策に率先して取り組むことにより、現在定着している節電の取組の確実な実施を図り、節電協力要請期間・時間帯*²の使用最大電力の抑制に努める。

* 1 2010 年度（平成 22 年度）最大電力比で以下の数値を見込んでいる。これらは節電を行うに当たっての目安となる。

北海道電力管内	▲7.1%	東北電力管内	▲4.4%	東京電力管内	▲12.2%
中部電力管内	▲4.9%	関西電力管内	▲10.0%	北陸電力管内	▲4.4%
中国電力管内	▲3.7%	四国電力管内	▲6.0%	九州電力管内	▲8.6%

* 2 2015 年（平成 27 年）7 月 1 日（水）から 9 月 30 日（水）まで（8 月 13 日（木）及び 14 日（金）を除く。）の平日の 9 時から 20 時まで。

(2) 節電に係る具体的取組

具体的な節電の取組事項については、昨夏の各府省における取組や「夏季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 27 年 5 月経済産業省）を参考にしつつ実施する。

(3) 独立行政法人、公益法人及び地方公共団体への取組の波及

独立行政法人及び公益法人については、所管府省から、昨夏の各府省における取組や「夏季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 27 年 5 月経済産業省）を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう要請する。

また、地方公共団体に対し、上記「夏季の節電メニュー（事業者の皆様）」を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう奨励する。